

鹿 児 島 県 公 報

令和元年6月18日（火）第13号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出（2件） (農地整備課取扱い) 3
- 土地改良区の役員の就任の届出 (農地整備課取扱い) 4
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 5
- 令和元年度地籍調査事業計画の公表 (農地保全課取扱い) 5
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 6
- 土地収用法による収用又は使用の手続の開始 (監理課取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 6
- 道路の位置指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 7
- 選挙管理委員会告示**
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※） (選挙管理委員会取扱い) 7
- 公安委員会告示**
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第130号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年6月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字請阿室字城亦原184番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字請阿室字城亦原184番1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第131号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和元年6月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所
伊佐市大口里字城山3161番1

2 指定の目的
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第132号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和元年6月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除予定保安林の所在場所
薩摩郡さつま町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第133号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和元年6月18日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
薩摩川内市下甕手打診療所	薩摩川内市下甕町手打956番	令和元年	育成医療・更

	地	5月1日	生医療
--	---	------	-----

鹿児島県告示第134号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年6月18日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ティワイ薬局	鹿屋市川西町4474番地2	令和元年 5月1日	育成医療・更 生医療
とまと薬局串木野店	いちき串木野市元町153番	令和元年 7月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第135号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、出水干拓東土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 尾籠 政斗 出水市高尾野町下水流2320番地7
 理事 嶋田 修一 出水市高尾野町大久保1579番地1
 理事 中塩 博一 出水市境町203番地
 理事 松本 敏郎 出水市高尾野町下水流1856番地2
 理事 竹林 圭一 出水市高尾野町江内890番地
 理事 松元 浩文 出水市高尾野町下水流1905番地3
 理事 大平 国重 出水市高尾野町上水流752番地3
 理事 糸田 耕一 出水市下知識町258番地1
 監事 福重 康人 出水市高尾野町柴引1278番地
 監事 坂元 浩徳 出水市荘2400番地2

（任期 平成31年4月17日から令和5年4月16日まで）

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 尾籠 政斗 出水市高尾野町下水流2320番地7
 理事 橋口 智章 出水市汐見町1150番地
 理事 福重 康人 出水市高尾野町柴引1278番地
 理事 竹林 圭一 出水市高尾野町江内890番地
 理事 松本 敏郎 出水市高尾野町下水流1856番地2
 理事 松元 浩文 出水市高尾野町下水流1905番地3
 理事 大平 規光 出水市高尾野町上水流585番地
 理事 坂元 俊徳 出水市荘2256番地2
 監事 岩元 民男 出水市浦田町159番地
 監事 野付 弘 出水市高尾野町柴引706番地5

鹿児島県告示第136号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、出水平野土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 野中 政己 出水市下鯖町2057番地2

理事	川崎	勝	出水市黄金町799番地
理事	税所	司	出水市武本2842番地
理事	本村	一則	出水市文化町137番地
理事	椿	義博	出水市武本13696番地
理事	脇田	博志	出水市福ノ江町1162番地
理事	堤田	英治	出水市下知識町213番地
理事	川内	三郎	出水市荘1184番地
理事	塚元	博美	出水市高尾野町大久保1652番地
理事	山田	秋稔	出水市高尾野町大久保525番地11
理事	松元	秀一	出水市高尾野町柴引3756番地1
理事	福元	洋一	出水市高尾野町下高尾野町440番地2
理事	榎園	隆	出水市高尾野町下水流2197番地3
理事	原田	世志郎	出水市大野原町861番地4
理事	上野	涉	出水市高尾野町江内1132番地
監事	川曲	聡	出水市高尾野町上水流1323番地2
監事	吉本	純久	出水市中央町1358番地
監事	溝上	英樹	出水市高尾野町江内7663番地4

(任期 平成31年4月1日から令和5年3月31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事	野中	政己	出水市下鯖町2057番地2
理事	川崎	勝	出水市黄金町799番地
理事	税所	司	出水市武本2842番地
理事	本村	一則	出水市文化町137番地
理事	椿	義博	出水市武本13696番地
理事	脇田	博志	出水市福ノ江町1162番地
理事	堤田	英治	出水市下知識町213番地
理事	川内	三郎	出水市荘1184番地
理事	塚元	博美	出水市高尾野町大久保1652番地
理事	山田	秋稔	出水市高尾野町大久保525番地11
理事	松元	秀一	出水市高尾野町柴引3756番地1
理事	福元	洋一	出水市高尾野町下高尾野町440番地2
理事	榎園	隆	出水市高尾野町下水流2197番地3
理事	西野	正憲	出水市大野原町272番地
理事	三原	仁	出水市高尾野町江内6948番地13
監事	一丁田	正輝	出水市今釜町845番地
監事	大矢	誠一	出水市下鯖町1178番地
監事	出野	正実	出水市高尾野町大久保1613番地3

鹿児島県告示第137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、徳之島用水土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和元年6月18日

鹿児島県知事 三反園訓

就任した役員の氏名及び住所

理事 森田 弘光 大島郡天城町松原530番地2

理事 麓 福太郎 大島郡天城町松原1981番地2

(任期 平成31年3月25日から令和2年3月31日まで)

鹿児島県告示第138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和元年5月17日付で

両根占土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年6月18日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第139号

土地改良事業県営農村地域防災減災（農地保全整備）（旧：シラス対策）（農業用排水施設整備）宇都地区の工事は、平成30年3月30日に完了した。

令和元年6月18日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第140号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和元年6月18日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
鹿児島市	鹿児島市武岡六丁目の全部並びに武岡一丁目、武岡二丁目、武岡三丁目、紫原二丁目、紫原五丁目、紫原六丁目及び紫原七丁目の各一部	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
鹿屋市	鹿屋市南町、下高隈町及び吾平町麓の各一部	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
指宿市	指宿市大牟礼三丁目、大牟礼四丁目、湯の浜一丁目、湯の浜三丁目及び湯の浜四丁目の各全部並びに十町、十二町及び湊一丁目の各一部	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
西之表市	西之表市住吉の一部	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
垂水市	垂水市中俣及び新御堂の各一部	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
奄美市	奄美市名瀬根瀬部、名瀬西仲勝、名瀬長浜町、名瀬小湊、住用町東仲間、住用町摺勝、住用町役勝、住用町城、笠利町和野、笠利町屋仁、笠利町万屋及び笠利町須野の各一部	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
三島村	三島村黒島の一部	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
十島村	十島村口之島の一部	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
錦江町	錦江町田代麓の一部	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
南大隅町	南大隅町佐多馬籠及び佐多郡の各一部	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
肝付町	肝付町後田、野崎及び新富の各一部	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
中種子町	中種子町納官及び増田の各一部	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
南種子町	南種子町平山の一部	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
大和村	大和村大金久、戸円及び大和浜の各一部	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
宇検村	宇検村生勝及び名柄の各一部	平成31年4月1日から

		令和2年3月31日まで
瀬戸内町	瀬戸内町古仁屋，篠川，西阿室，伊須，久慈， 花天，於斉及び西古見の各一部	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
龍郷町	龍郷町瀬留及び嘉渡の各一部	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
喜界町	喜界町山田，城久，湾，羽里，滝川，島中及び 西目の各一部	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
徳之島町	徳之島町白井，山，亀津，金見，手々，花徳， 轟木及び南原の各一部	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
天城町	天城町浅間，天城，瀬滝及び岡前の各一部	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
伊仙町	伊仙町目手久，中山，古里及び面縄の各一部	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
知名町	知名町田皆，久志検及び赤嶺の各一部	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

鹿児島県告示第141号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量及び基準点測量）
- 2 作業の期間 令和元年6月4日から同年8月30日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市

鹿児島県告示第142号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、起業者から、収用又は使用の手続を保留した土地について、次のとおりその手続を開始する旨の申立てがあった。

令和元年6月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 起業者の名称
鹿児島県
- 2 事業の種類
県道飯野松山都城線改築工事及び県道志布志福山線改築工事（都城志布志道路「金御岳工区，末吉道路及び有明志布志道路」・宮崎県都城市梅北町地内から鹿児島県曾於市末吉町南之郷字後原畑地内まで及び志布志市志布志町安楽字稻荷迫地内から同市志布志町安楽字廿割地内まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事
- 3 収用の手続が開始される土地
志布志市志布志町安楽字見帰，字宮ノ上，字下堀，字坂上及び字廿割並びに志布志町志布志字見帰，字尖堀及び字仮又地内
- 4 収用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
志布志市役所建設課

始良・伊佐地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和元年6月18日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションすぎやす	霧島市霧島田口 2143番地	医療法人財団浩誠会	霧島市霧島田口 2143番地	杉安浩一郎	令和元年 6月30日	居宅介護 ・重度訪問介護

始良・伊佐地域振興局告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年6月18日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和元年 6月5日	霧島市国分中央三丁目3番3号 株式会社国分ハウジング 代表取締役 久保範和	始良市加治木町新富町34番4	54.60	4.02

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第3号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年6月18日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1の表77の項及び266の項を削り、2の表に次のように加える。

221	特別養護老人ホームオアシスケア喜界	大島郡喜界町大字赤連69番地
-----	-------------------	----------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第22号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年6月18日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PA春一番～花札昇舞～GO	株式会社ソフィア	9P0436
ぱちんこ遊技機	PKャプテン翼雷獣バージョンR VY5	株式会社サンセイアールアンドディ	9P0279
ぱちんこ遊技機	PA巨人の星2-RLY	株式会社サンセイアールアンドディ	9P0499
ぱちんこ遊技機	P巨人の星2-RFY	株式会社サンセイアール	9P0390

		ルアンドディ	
ぱちんこ遊技機	P G u n s l i n g e r S t r a t o s T H E A N I M A T I O N L O 1	株式会社大都技研	9P0325
ぱちんこ遊技機	P 沖 7 B L A C K	マルホン工業株式会社	9P0462
ぱちんこ遊技機	P ハイスクール・フリートMA	株式会社メーシー	9P0408
回胴式遊技機	S B A N G B A N G C R O S S S A 1	株式会社サボハニ	9S0435